様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　6月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　　　えーびーえす  一般事業主の氏名又は名称　株式会社エービーエス  （ふりがな）　あぶらかわ　たつや  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　　油川　竜也  住所　　　　〒409-3851　山梨県中巨摩郡昭和町河西９１９  法人番号　2090001003058  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エービーエスホームページ　DX推進 | | 公表日 | 2025年　　6月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 以下ページの「変革する時代の経営戦略」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 記載内容抜粋 | 当社はソフトウェアベンダーとして、自社パッケージの提供とユーザー要望に応じた受託開発を通じ、提案から納品・アフターサポートまでを一貫して担うことで、高い顧客満足度の実現に取り組んできました。  近年、顧客層のITリテラシーの二極化やシステム投資余力の減少、あるいは大手IT企業のスピード感とサービス価格の低下といった市場環境の変化により、従来の事業モデルだけでは競争力を維持することが困難になりつつあります。  こうした状況を踏まえ、当社は今後の変革を見据えた経営ビジョンとして、顧客の真の課題に寄り添い、クラウド・AI等の先端技術を活用した価値提供によって、ユーザーのビジネス変革を支援する「伴走型DXパートナー企業」への進化を掲げます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページの記載内容は、取締役会で承認された方針に基づいています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エービーエスホームページ　DX推進 | | 公表日 | 2025年　　6月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 以下ページの「情報処理技術の活用」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 記載内容抜粋 | これらのビジョンを推し進める具体的な戦略として、以下のようなクラウドやAIを軸とした情報処理技術の活用を通じ、社内外におけるDXを加速させるとともに、顧客企業の変革に貢献できる存在を目指したいと考えています。  1. 製品・サービスのクラウド化とSaaS化の推進  既存のオンプレミス製品を段階的にクラウド対応し、ユーザーが容易に導入・運用・拡張できる仕組みへと転換  マルチテナント型クラウド基盤の構築により、スモールスタートからの導入や継続課金モデルへの転換を推進  2. 社内業務の見える化と経営判断の高速化  提案・見積から納品・保守までのプロセスを統合管理し、収益性・作業負荷などのKPIをリアルタイムに可視化  SFA・BIツールを活用して属人化排除・営業活動の改善、リードタイムの短縮と業務効率化を実現  3. AIの利活用による開発・顧客支援の強化  自社開発プロセスにおいて、コード生成補助やテスト自動化などにAIを適用し、生産性を向上  顧客向けサービスにおいても、AIチャットボットや業務予測支援などを組み込み、利用価値の高い製品提供へと進化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当該ページの記載内容は、取締役会で承認された方針に基づいています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 以下ページの「戦略を推進する組織体制構築と環境整備」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX推進における組織体制として「開発三課」を新設し、当該課の課長をDX推進の責任者に任命しました。  この責任者は、DXに関わる技術選定・社内業務改善・顧客向けDX支援の全体統括を担い、総務・営業・経理などの他部門とも密接に連携しながら、技術面にとどまらず業務フローや制度面の改革を推進しています。  またデジタル人材の育成・確保にも力を入れており、社外セミナー・技術イベントへの積極的な参加による外部知見の習得や、社内勉強会を定期的に開催し、最新技術・業務知識の共有、さらに自主提案・技術検証の推奨による「自走力ある技術者」の育成などに取り組んでいます。  今後も外部パートナーとの協業や、若手・中堅社員の成長支援を通じて、継続的にDX人材の層を厚くしていく計画です。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 以下ページの「戦略を推進する組織体制構築と環境整備」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 記載内容抜粋 | さらに、以下の環境整備を進めることで、俊敏で柔軟なシステム運用体制を構築し、社内外双方のDXを支えるインフラ整備を継続していきます。  ・SFA・会計連携を前提とした業務統合システムの導入・構築  ・ノーコード・ローコードツールの全社展開  ・クラウド基盤への段階的な移行 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社エービーエスホームページ　DX推進 | | 公表日 | 2025年　　6月　　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 以下ページの「成果指標の設定」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX戦略の進捗と成果を定量的に評価するために、以下のKPI（重要業績評価指標）を設定し、継続的なモニタリングを実施してまいります。  ①営業の成約率および案件数の推移  ・提案活動に対する成約率を定期的に計測し、営業効率の改善を目指す  ・SFAシステムにより案件進捗の定量管理を可能とし、営業活動の改善PDCAに活用。  ②AI活用による開発・業務時間の短縮率  ・コード生成支援等のAI活用によって、主要工程の所要時間を計測  ・導入前後の比較を通じて、工数短縮率（例：平均15%削減）を目標設定  ③社内勉強会の実施回数と参加率  ・社内勉強会を月1回以上の頻度で開催し、参加率70%以上を維持することを目標とする  ・開催テーマや技術領域ごとの蓄積により、社員のスキル向上とDX意識の醸成を評価 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　6月　　10日 | | 発信方法 | 以下ページの「代表の思い」に記載  <https://absnet.jp/dx> | | 発信内容 | 当社は創業以来、お客様の課題に正面から向き合い、単なるシステム開発にとどまらず、提案段階から納品、サポートに至るまで一貫したサービスを提供することで、確かな信頼関係を築いてまいりました。こうした取り組みの中で、ITやデジタル技術を活用し、お客様の業務改善や経営課題の解決に寄与する姿勢を大切にしてきたと自負しています。  昨今、ITを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。クラウドやAIといった技術の普及により利便性が向上する一方で、企業には情報の選別力や変革への意思決定がより一層求められる時代となりました。当社も例外ではなく、従来のやり方だけでは立ち行かない現実に直面しており、自らの業務や組織を見直し、進化させていく必要性を強く感じています。  こうした背景のもと、当社は「伴走型DXパートナー企業」への進化を掲げ、新たなビジョンのもとで変革に取り組んでいます。自社パッケージのクラウド化や、AIの業務活用といった社内変革を推進するとともに、顧客企業のDXを支援する「内外両面での変革」を進めてまいります。  また、私たちが目指すDXは単に技術を導入することだけではありません。お客様の業務に深く入り込み、共に課題を見つけ解決を目指していくことこそが「本質的なDX」であり、提供すべき価値の中核であると捉えています。  これからも時代の変化に柔軟に対応しながら、お客様に寄り添う姿勢を忘れず、より高い品質と信頼性を備えたサービスを提供し続けてまいります。  当社のDX推進に関する取り組みや進捗状況については、今後も本ホームページ上にて随時ご案内いたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　2025年　5月頃 | | 実施内容 | 当社ではDX推進にあたり、情報システムや業務プロセスに関する課題を経営層が主体的に把握し、定期的に見直しを行うため、  独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「DX推進指標による自己診断」により自己分析を実施し結果を提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　2025年　5月頃 | | 実施内容 | ・全社員の業務用PCにウイルス対策ソフトを導入  ・中小企業の情報セキュリティ向上を目的とした自己宣言制度「SECURITY ACTION（二つ星）」を宣言 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。